

## 吉岡町競争入札心得（郵便入札等）

令和4年12月15日吉岡町企画財政課

（趣旨）

第1条 吉岡町発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を紙入札で行う場合における入札、紙入札で入札に参加する者その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、吉岡町財務規則（平成19年吉岡町規則第21号）その他の法令等、吉岡町競争入札心得（電子入札等）（以下「電子入札等心得」という。）、吉岡町郵便入札運用基準、指名通知書等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（定義）

第2条 この心得において「提出」は、発注機関への到達（入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、入札執行者への到達）をいう。

（説明の要求）

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、設計書等について疑義があるときは、発注担当者に対しファクシミリにより説明を求めることができる。

（記載等）

第4条 入札書には、次の各号に掲げる事項を記載し、代表者の印を押し、案件ごとに封筒（以下「内封筒」という。）に入れなければならない。

- （1） 指名通知書又は入札公告（以下「指名通知書等」という。）に記載の案件名及び案件場所
- （2） 入札者の商号又は名称（支店、営業所等に入札、契約の権限等を委任して事業活動を行っている者は、当該支店、営業所等の名称）及び代表者職氏名
- （3） 入札金額
- （4） 任意の3桁の算用数字によるくじ番号（入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、要しない。）

2 内封筒には、封かん及び封印を施し、その表面に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 入札者の商号又は名称
- （2） 指名通知書等に記載の案件名
- （3） 入札書在中の旨

3 内封筒は、入開札会へ入札参加者の参加を求める場合を除き、内封筒と別の封筒（以下「外封筒」という。）に案件ごとに積算内訳書とともに入れなければならない。

4 外封筒には、封かんを施し、その表面に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 入札者の商号又は名称
- （2） 指名通知書等に記載の案件名
- （3） 提出先である宛名
- （4） 入札書在中の旨

（提出）

第5条 入札書は、指名通知書等に示した入札書受付日から入札書受付締切日時までに、

一般書留又は簡易書留により提出しなければならない。

2 積算内訳書は、積算の根拠となる内訳を明示し提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、入札会へ入札参加者の参加を求めるときは、次の各号に掲げるところにより入札書等を提出しなければならない。

(1) 入札書は、持参により提出すること。

(2) 積算内訳書は、入札書を提出する前に入札執行者の指示に従い提出すること。

(3) 代理人をして入札させるときは、案件ごとに委任状を提出すること。

4 入札参加者は、令第167条の8第3項の規定により、入札に当たり一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(辞退)

第6条 入札参加者は、入札書の提出の完了に至るまでは、持参、郵送又はファクシミリにより所定の入札辞退届を提出することでいつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、これを撤回することができない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(無効)

第7条 電子入札等心得第7条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札金額等の必要な事項が記載されていない入札書が提出されたもの

(2) 入札書に記名押印がないもの

(3) 入札書の提出方法等が不適切であるもの

(失格)

第8条 電子入札等心得第8条に定めるもののほか、入札会へ入札参加者の参加を求める場合において、入札の開始時に入札会場に出席していない入札参加者は、失格とする。

(くじの実施)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により落札者を決定する。

(1) 入札会へ入札参加者の参加を求めない場合 吉岡町郵便入札運用基準第18条の規定によるくじを実施し落札者を決定する。

(2) 入札会へ入札参加者の参加を求める場合 直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法によりくじを引かない者がくじを引いたものとみなす。

(1) 前項第1号のくじを執行する場合 電子入札等心得第9条第3項の規定を準用する。

(2) 前項第2号のくじを執行する場合 くじを引かない者に代わり当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度の入札)

第10条 無効となった入札をした者及び失格となった入札参加者は、電子入札等心得第

11条に規定する再度の入札に参加することができない。

(異議の申立て)

第11条 入札を行った者は、この心得、電子入札等心得、設計図書、契約書等について了知していないことを理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

附 則

1 この心得は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この心得は、令和8年10月9日から施行し、同日以後に入札公告を行い、又は指名通知を行った案件について適用する。